



彼岸花

原田会計事務所所報

編集発行人
税理士

原田 啓吾

広島市中区十日市町1-3-37
十日市町ビル TEL 082-0805
TEL 082(291)9870代
FAX 082(295)2121
URL <http://www.haradakaikai.net/>

◆ 9月の税務と労務

- 国 税／8月分源泉所得税の納付 9月10日
- 国 税／7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 10月1日
- 国 税／1月決算法人の中間申告 10月1日
- 国 税／10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 10月1日

9月

(長月) SEPTEMBER

17日・敬老の日 22日・秋分の日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						



捜査特別報奨金制度 都道府県警察が捜査を行っている事件のうち警察庁が特に指定したものに關し、その事件の検挙に結び付く有力な情報提供者に国費より報奨金を支払う制度。報奨金は原則、上限300万円ですが、凶悪事件などでは1,000万円まで増額されます。なお、報奨金は、懸賞金、競馬の払戻金、生命保険の満期返戻金と同様に一時所得となります。

ワン
ポイント

(経済的利益) 現物給与に関するQ&A

A 支給されるものだけでなく、経済的利益を受けたと見なされることがあります。Q & A 方式で身近な例を取り上げてみます。

1 健康診断費用

Q 役員、従業員の健康診断費用を負担した場合、経費になりますか。

2 永年勤続者に対する旅行費用・記念品の支給

Q 役員又は従業員のうち永年勤続者に對して、次のものを支給した場合、現物給与と

A 原則として、会社が負担した検診費用は、役員のみ又は特殊関係人（役員の親族、事実上婚姻関係と同様の関係にある者等）のみを対象としたもの

のや、著しく高額である場合を除き、福利厚生費として損金の額に算入されます。年齢四〇歳以上の役員及び従業員を対象として人間ドックなど別メニューの検査項目とすることなどは合理的だと一般的に考えられていますが、役員のみを対象としたものや著しく高額であると認められるものを負担した場合には、その役員等に対する給与（賞与）となり、損金に算入できません。

福利厚生費は、役員、従業員を問わずに機会均等でなくてはなりません。

3 永年勤続者の表彰

Q 旅行券を支給した場合

（1）永年勤続者の中、勤続二五年に達した者は「一泊三日旅行相当（二〇万円程度）、勤続三五年に達した者は「一泊五日の旅行相当（二〇万円程度）」とし、その実際の費用を会社が支払った場合

（2）勤続二五年の永年勤続者に、一〇万円に相当する旅行クーポン券を支給する

A 使用者が、永年勤続の役員又は従業員の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品（現物に代えて支給する金銭は含まれない）を支給することにより、その役員又は従業員が受けた利益で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、課税されません。

（1）その受けける経済的利益が、その役員又は従業員の勤続期間等に照らし、社会通念上相当と認められること

（2）その表彰が概ね一〇年以上の勤続年数の者を対象とし、かつ、二回以上表彰を受ける者については、概ね五年以上のこと



なお、これらの表彰に当たり、金銭で支給した場合や、同一の永年勤続者につき均一に行われない場合は、すべて給与課税とされます。

質問①については、社会通念上相当なものと思われますので問題ありません。

一方、質問②については、金銭と引き換えることができる旅行クーポン券の場合、実質的に金銭の支給と変わりないので、原則として券面額に相当する金額の給与の支給があつたものにして、源泉徴収の対象となります。

3 使用者から賃貸を受けた住宅等に係る賃貸料相当額

Q 当社では、社宅がないため従業員を居住させるために当社名義でアパートを借り受けた場合、差額八万円は経費として認められるでしょうか。それとも、給与課税されますか。

A 結論としては、会社が他から借り受けた住宅を従業員

〈算式〉

$$\text{賃貸料相当額} = \left(\frac{\text{その年度の家屋}}{\text{その固定資産税の}\times 0.2\%} + \left(12 \text{ 円} \times \frac{\text{該当家屋の}}{\text{総床面積 (m)}^2} \right) + \left(\frac{\text{その年度の敷地}}{\text{その固定資産税の}\times 0.22\%} \right) \right)$$

(月額) 課税標準額 3.3 (m)² 課税標準額

（例）

家屋の固定資産税課税標準額 500 万円
土地の固定資産税課税標準額 800 万円
家屋の床面積 40 m²

$$(5,000,000 \times 0.2\%) + (12 \times \frac{40}{3.3}) + (8,000,000 \times 0.22\%) \approx 27,745 \text{ 円}$$

員に貸す場合には、一定の算式（上段）により計算される通常の賃貸料の五〇%相当額以上を受領していれば、実際の家賃と従業員に貸し付ける家賃との差額は、従業員に対する給与とはされません。

実際問題として、アパートを借りた場合、その家賃の固定資税の課税標準を明らかにすることは難しいと思われますが、前記算式で計算される金額は、賃貸相場よりかなり低く（二割程度となることが多い）、しかもその五〇%以上の家賃で良いので優遇されていることになります。

また、複数の従業員に対して住宅を貸与している場合で、その住宅の状況に応じてバランスのとれた賃貸料を徴収しているとき、例えばAは四万円、Bは三万円、Cは五万円と様々な賃貸料を徴収しているときには、賃貸料の合計額が前記の算式により計算された通常の賃貸料の五〇%相当額以上となつていれば、そのすべての従業員に対しても経済的利益の供与はないものとされます。

Q 従業員に支給する食事の半分以上を負担していることと、②食事の価額から従業員が負担している金額を差し引いた金額が一ヶ月当たり三・五〇〇円（税抜き）以下であることを要件をどちらも満たしていないれば、給与課税はされません。たとえば、一ヶ月当たりの食事の価額が五千円で、従業員が負担している金額が二千円の場合は、①を満たしていないことから、差額の三千円は給与課税されます。食事の価額とは、仕事の負担が五千円で、従業員が支給している場合は、①を満たしていないことから、差額の三千円は給与課税されます。食事を支給している場合は、食事を作るために直接かかる費用の合計額をいいます。なお、残業又は宿直者へ支給する食事は無料でも給与課税されません。

4 食事を支給したとき

Q 従業員に食事を支給した場合、給与として課税されませんか。

A 従業員に支給する食事

は、①従業員が食事の価額の半分以上を負担していることと、②食事の価額から従業員が負担している金額を差し引いた金額が一ヶ月当たり三・五〇〇円（税抜き）以下であることを要件をどちらも満たしていないれば、給与課税はされません。たとえば、一ヶ月当たりの食事の価額が五千円で、従業員が支給している場合は、①を満たしていないことから、差額の三千円は給与課税されます。食事を支給している場合は、食事を作るために直接かかる費用の合計額をいいます。なお、残業又は宿直者へ支給する食事は無料でも給与課税されません。

自宅に設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却収入の取扱い

給与所得者である個人が、自宅に太陽光発電設備を設置し、いわゆる太陽光発電による余剰電力買取制度に基づきその余剰電力を電力会社に売却している場合の所得等は次のような取扱いとなります。

余剰電力の売却収入は、それを事業として行っている場合や、他に事業所得がありその付随業務として行っているような場合には事業所得に該当すると考えられます。給与所得者が太陽光発電設備を家用資産として使用し、その余剰電力を売却しているような場合には、雑所得に該当します。

減価償却費の計算上、太陽光発電設備は、太陽電池モジュール、パワーコンディショナーなどが一体となって発電・送電等を行う自家発電設備であることから、「機械装置」に分類され、その耐用年数は、耐用年

数省令別表第二の「55 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないものの「その他の設備」の「主として金属製のもの」に該当し、17年を用います。必要経費に算入する減価償却費の額は、発電量のうちに売却した電力量の占める割合を業務用割合として計算しなければなりません。

なお、自宅兼店舗に設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却収入は、その設備が事業所得を生ずべき業務の用に供されている限り、事業用資産に該当し、その資産からもたらされる収入は、全て事業所得の付随収入とするのが相当とされています。この場合、店舗と自宅の電力使用量を正確に区分できないときは、発電量のうち売却した電力量以外の割合を店舗と自宅における使用の実態に基づく使用率や使用面積割合等の合理的な基準による店舗の使用割合により按分し、その割合と売却した電力量の割合の合計を事業用割合として計算した減価償却費を、必要経費に算入します。

企業が負担する役員等の損害賠償金
は、支出した損害賠償金は給与

又は重過失がないものであれ
支出した損害賠償金は給与
理が認められています。

役員又は使用者が起こした事
故等について、会社が相手方に
損害賠償金を支払った場合の税
務処理は、その損害賠償金の対
象となつた行為等が業務遂行に
関連するかどうかにより取扱い
が異なります。

一方、業務遂行に関連するが役
員等の故意又は重過失による場
合や、業務遂行に関連しない場
合は、その役員等に対する債権
となります。

また、役員等の支払能力等か
ら見て債権の全額又は一部金額
を求償できない事情があれば、
その全額を貸倒れとして損金経

e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出義務

法定調書は、決められた様式に記載して税務署に提出することになっていますが、インターネットを利用したe-Taxのほか、光ディスク等(光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスク)により提出することもできます。平成26年1月1日以後、法定調書を提出する年の前々年に提出すべきであった法定調書の枚数が1,000枚以上であるものについては、e-Tax又は光ディスク等により提供しなければならないこととされました。

この法定調書の提出枚数が1,000枚以上かどうかの判定は、法定調書の提出義務を有する者ごとに行うことになります。例えば、A支店が1,100枚、B支店が600枚の給与所得の源泉徴収票を提出していた場合には、A支店のみがその2年後においてe-Tax又は光ディスク等による提出を義務付けられます。また、提出枚数の判定は、法定調書の種類ごとに行います。